

令和 8 年第 1 回

各務原市議会定例会議案

令和 8 年 2 月 2 5 日

## 目 次

専第	1号	専決処分の承認について（令和7年度各務原市一般会計補正予算（第10号））	別冊
議第	1号	令和8年度各務原市一般会計予算	別冊
議第	2号	令和8年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第	3号	令和8年度各務原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第	4号	令和8年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議第	5号	令和8年度各務原市水道事業会計予算	別冊
議第	6号	令和8年度各務原市下水道事業会計予算	別冊
議第	7号	令和7年度各務原市一般会計補正予算（第11号）	別冊
議第	8号	令和7年度各務原市一般会計補正予算（第12号）	別冊
議第	9号	令和7年度各務原市水道事業会計補正予算（第5号）	別冊
議第	10号	令和7年度各務原市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議第	11号	各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	4頁
議第	12号	各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6頁
議第	13号	各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び各務原市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	8頁
議第	14号	各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	10頁
議第	15号	各務原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	14頁
議第	16号	各務原市部設置条例の一部を改正する条例について	16頁
議第	17号	各務原市行政手続条例の一部を改正する条例について	18頁
議第	18号	各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	20頁
議第	19号	各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について	22頁
議第	20号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	24頁

議第 2 1 号	各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例について	3 3 頁
議第 2 2 号	各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について	3 5 頁
議第 2 3 号	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例の一部を改正する条例について	3 7 頁
議第 2 4 号	各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3 9 頁
議第 2 5 号	各務原市少年センター設置条例の一部を改正する条例について	4 1 頁
議第 2 6 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	4 3 頁
議第 2 7 号	各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について	4 9 頁
議第 2 8 号	各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について	5 1 頁
議第 2 9 号	各務原市指定金融機関の指定について	5 4 頁
議第 3 0 号	財産の取得について（タブレット端末等）	5 5 頁
議第 3 1 号	損害賠償の額を定めることについて	5 6 頁
議第 3 2 号	市道路線の認定について（市道鶉 1 4 3 5 号線）	5 7 頁
議第 3 3 号	市道路線の認定について（市道蘇北 8 0 7 号線）	5 9 頁
議第 3 4 号	市道路線の廃止及び認定について（市道稲 3 7 9 号線ほか 2 路線）	6 1 頁
議第 3 5 号	各務原市副市長の選任について	6 4 頁
議第 3 6 号	各務原市教育委員会委員の任命について	6 6 頁
議第 3 7 号	各務原市監査委員の選任について	6 8 頁
議第 3 8 号	各務原市公平委員会委員の選任について	7 0 頁
議第 3 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について	7 2 頁

## 議第11号

各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

### 提案理由

議員報酬月額を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

各務原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 第1項から第3項までの規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給する以外るとき又は月の末日まで支給する以外るときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

別表中 「

570,000円
520,000円
485,000円

」 を 「

598,000円
546,000円
509,000円

」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙される各務原市議会議員の任期が始まる日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議第12号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

附属機関の委員その他の構成員の報酬の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	附属機関の委員その他の構成員 (別に定めるものを除く。)	日額	6,500円	」
---	---------------------------------	----	--------	---

を

「	附属機関の委員その他の構成員 (別に定めるものを除く。)	日額	7,500円	」
---	---------------------------------	----	--------	---

に改め

る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第13号

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び各務原市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び各務原市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

常勤の特別職職員の給料月額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び各務原市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和38年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「999,000円」を「104万8,000円」に改め、同条第2号中「834,000円」を「87万5,000円」に改める。

(各務原市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 各務原市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例(昭和38年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「65万9,000円」を「69万1,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第14号

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

### 提案理由

地域手当の支給割合を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第20条第2項において同じ。）」を加える。

第11条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第1項中「減じて」の次に「、第一種初任給調整手当として」を加え、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項本文、第4項本文、第6項本文及び第7項本文の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市の規則で定める職員にあつては、市の規則で定める額）並びにこれに第13条の2第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市の規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市の規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額を、市の規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるものには、市の規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項

は、市の規則で定める。

第13条の2第2項中「100分の3」を「100分の1」に改める。

第14条第1項第1号中「この項から第3項まで」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき次の表に」を「支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市の規則で」に、「額」とする。」を「額）」に改め、同号ただし書及び同号の表を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市の規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号に定める額及び前項第1号」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市の規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市の規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市の規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第20条第2項中「第11条に規定する」及び「第15条に規定する」を削る。

（各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

第8条第5項中「100分の3」を「100分の1」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

(各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第13条中「第4条の規定による改正後の」を削り、「改正後の給与条例」を「給与条例」に改める。

附則第14条第1項及び第3項中「改正後の給与条例」及び「各務原市職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条第4項中「改正後の給与条例」を「給与条例」に改め、同条第5項中「改正後の給与条例」を「給与条例第11条の2第1項及び」に改め、同条第6項中「改正後の給与条例」を「給与条例」に改め、同条第7項中「各務原市職員の給与に関する条例第6条第8項」を「給与条例第6条第3項」に改め、「並びに改正後の給与条例第6条第3項から第7項まで」を削る。

議第15号

各務原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

旅費の特例について改めるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「市長等」の次に「その他市の規則で定める者」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に旅行命令権者が旅行命令を発する旅行について適用し、同日前に旅行命令権者が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。

議第16号

各務原市部設置条例の一部を改正する条例について

各務原市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

行政組織の見直しに伴い、部を再編するため、この条例を定めようとする。

## 各務原市部設置条例の一部を改正する条例

各務原市部設置条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「企画総務部」を「総務部」に改める。

第2条の表市長公室の項第2号を次のように改める。

（2）市行政の重要施策の企画及び総合調整に関すること。

第2条の表市長公室の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）事務の合理化に関すること。

第2条の表企画総務部の項中「企画総務部」を「総務部」に改め、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4）人事に関すること。

第2条の表企画総務部の項中第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第17号

各務原市行政手続条例の一部を改正する条例について

各務原市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

聴聞等の通知の方法を改めるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市行政手続条例の一部を改正する条例

各務原市行政手続条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第5号中「規則」を「市の規則」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を各務原市公告式条例（昭和38年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市の規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を各務原市公告式条例（昭和38年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」と、「並びに」とあるのは「及び」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の各務原市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項（同条例第25条において準用する場合を含む。）及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議第18号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた各務原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第19号

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

電気通信事業法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

## 各務原市印鑑条例の一部を改正する条例

各務原市印鑑条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 20 号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

子ども・子育て支援納付金の賦課額を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第9条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第9条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第9条の3第1号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第13条の6の6第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第13条の12の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条、第19条の4、第19条の5及び第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含

む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第13条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第13条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第13条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第13条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額

を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の52に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の34に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第13条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の14に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第13条の17 第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第16条第1項中「若しくは第13条の6の3」を「、第13条の6の3若しくは第13条の14」に、「第19条の4第1項（同条第3項）を「同条第5項各号に定

める額、第19条の4第1項（同条第3項又は第4項）に改め、「第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の4第4項第1号（同条第6項）を「同条第5項（同条第7項又は第8項）に、「第19条の5第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第19条の5第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「若しくは第19条の6第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第13条の6の3の額若しくは第13条の8」を「、第13条の6の3、第13条の8若しくは第13条の14」に改め、「第19条第1項各号に定める額」の次に「、同条第5項各号に定める額」を加え、「第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の4第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の6第1項に定める額」に改める。

第19条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、「（以下この項）」を「（以下この条）」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料

の納付義務が発生した場合には、その発生した日) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第13条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第19条の3中「及び第19条第1項」を「、第13条の6の4、第13条の9、第13条の15並びに第19条第1項（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第5項」に改める。

第19条の4第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第4項」を「第5項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第13条の6の6」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の16」と、「第5項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する第5項」と、第2項中「第13条第3項」とあるのは「第13条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の16」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第6項中「第13条第3項」とあるのは「第13条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項中「66万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同条第4項中「66万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第6項に」とあるのは「第10項において読み替えて準用する第6項に」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の16」と読み替えるものとする。

第19条の5に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「67

万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第13条」とあるのは「第13条の16」と読み替えるものとする。

第19条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の4第4項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第8項において読み替えて準用する同条第5項又は前条第5項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第10項において読み替えて準用する同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第13条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の各務原市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 2 1 号

各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例について

各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

福祉の里の施設の統合に伴い、施設の業務を改める等のため、この条例を定めようとする。

## 各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例

各務原市福祉の里条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第5条第1項ただし書中「から第4号まで」を「及び第2号」に、「及び同条第5号」を「並びに同条第3号」に改める。

第7条第2号中エをキとし、ウの次に次のように加える。

エ 法第5条第19項に規定する特定相談支援事業に係る業務

オ 法第77条第1項第3号に規定する業務

カ 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る業務

第7条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第8条第2号中ウをカとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第5条第23項に規定するサービス等利用計画の作成の対象となる障害者のうち前条第2号エの業務に係るもの

エ 法第2条第1項第1号に規定する障害者等（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者を除く。）のうち前条第2号オの業務に係るもの

オ 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画の作成の対象となる障害児の保護者のうち前条第2号カの業務に係るもの

第8条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第9条第1項中「第7条第4号イ」を「第7条第2号オ」に改める。

第11条第1号イ及び第2号イ中「1食につき350円以内」を「実費相当額の範囲内」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 2 2 号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

保険料の減免の申請手続について改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書中「期限までに提出ができないことについてやむを得ない」を「特別の」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、申告の必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 23 号

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例の一部を改正する条例について

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

物価高騰等に鑑み、利用料金の上限額を改めるため、この条例を定めようとする。

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例の一部を改正する条例

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例（平成29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	1人につき255円（1年を通じて利用する場合は、660円）	「	1人につき300円（1年を通じて利用する場合は、750円）
		1人につき205円		1人につき250円
		1人につき410円（1年を通じて利用する場合は、1,020円）	を	1人につき450円（1年を通じて利用する場合は、1,100円）
		1人につき355円		1人につき400円
	」			」

に改め、同表備考第2号中「820円」を「900円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第24号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

### 提案理由

緊急銃猟に係る鳥獣被害対策実施隊員の報酬の額を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

年額	7,000円
----	--------

」 を

「

年額	7,000円
日額（クマの緊急銃猟捕獲者）	36,000円
日額（イノシシの緊急銃猟捕獲者）	18,000円

」 に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第25号

各務原市少年センター設置条例の一部を改正する条例について

各務原市少年センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

少年センターの事業を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市少年センター設置条例の一部を改正する条例

各務原市少年センター設置条例（平成11年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第26号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の額を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表21の項を次のように改める。

21 マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	法第163条の5第1項に規定する要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査	再生マンション容積率等制限特例許可申請手数料	1件につき	16万円	
---	--	------------------------	-------	------	--

別表22の項第1号ア中「1万4,000円」を「1万5,000円」に、「2万円」を「2万1,000円」に改め、同号イ（ア）中「2万4,000円」を「2万5,000円」に、「3万5,000円」を「3万7,000円」に改め、同号イ（イ）中「3万8,000円」を「4万円」に、「5万6,000円」を「5万9,000円」に改め、同号イ（ウ）中「6万2,000円」を「6万6,000円」に、「9万2,000円」を「9万8,000円」に改め、同号イ（エ）中「9万8,000円」を「10万5,000円」に、「14万6,000円」を「15万6,000円」に改め、同号イ（オ）中「14万8,000円」を「15万9,000円」に、「22万1,000円」を「23万7,000円」に改め、同号イ（カ）中「25万円」を「26万8,000円」に、「37万4,000円」を「40万1,000円」に改め、同号イ（キ）中「31万6,000円」を「33万9,000円」に、「47万2,000円」を「50万7,000円」に改め、同号イ（ク）中「35万8,000円」を「38万4,000円」に、「53万6,000円」を「57万5,000円」に改め、同号備考の欄を次のように改める。

法第6条第2項の規定により長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定
---

する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、16の項第1号額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。

別表22の項第2号ア中「7万2,000円」を「7万3,000円」に改め、同号イ(ア)中「11万円」を「11万4,000円」に、「16万2,000円」を「16万9,000円」に改め、同号イ(イ)中「17万2,000円」を「18万1,000円」に、「25万5,000円」を「27万円」に改め、同号イ(ウ)中「33万4,000円」を「35万5,000円」に、「49万9,000円」を「53万1,000円」に改め、同号イ(エ)中「59万4,000円」を「63万4,000円」に、「88万8,000円」を「95万円」に改め、同号イ(オ)中「101万7,000円」を「108万8,000円」に、「152万2,000円」を「163万2,000円」に改め、同号イ(カ)中「187万6,000円」を「201万2,000円」に、「281万1,000円」を「301万7,000円」に改め、同号イ(キ)中「267万8,000円」を「287万4,000円」に、「401万3,000円」を「431万円」に改め、同号イ(ク)中「327万9,000円」を「352万円」に、「491万5,000円」を「528万円」に改め、同号備考の欄を次のように改める。

法第6条第2項の規定により長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、16の項第1号額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。

別表22の項第3号を削り、同項第4号ア中「2万円」を「2万1,000円」に改め、同号イ(ア)中「3万5,000円」を「3万7,000円」に改め、同号イ(イ)中「5万6,000円」を「5万9,000円」に改め、同号イ(ウ)中「9

万2,000円」を「9万8,000円」に改め、同号イ(エ)中「14万6,000円」を「15万6,000円」に改め、同号イ(オ)中「22万1,000円」を「23万7,000円」に改め、同号イ(カ)中「37万4,000円」を「40万1,000円」に改め、同号イ(キ)中「47万2,000円」を「50万7,000円」に改め、同号イ(ク)中「53万6,000円」を「57万5,000円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号ア中「7万2,000円」を「7万3,000円」に改め、同号イ(ア)中「16万2,000円」を「16万9,000円」に改め、同号イ(イ)中「25万5,000円」を「27万円」に改め、同号イ(ウ)中「49万9,000円」を「53万1,000円」に改め、同号イ(エ)中「88万8,000円」を「95万円」に改め、同号イ(オ)中「152万2,000円」を「163万2,000円」に改め、同号イ(カ)中「281万1,000円」を「301万7,000円」に改め、同号イ(キ)中「401万3,000円」を「431万円」に改め、同号イ(ク)中「491万5,000円」を「528万円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号ア中「7,000円」を「7,500円」に、「1万円」を「1万500円」に改め、同号イ(ア)中「1万2,000円」を「1万2,500円」に、「1万7,500円」を「1万8,500円」に改め、同号イ(イ)中「1万9,000円」を「2万円」に、「2万8,000円」を「2万9,500円」に改め、同号イ(ウ)中「3万1,000円」を「3万3,000円」に、「4万6,000円」を「4万9,000円」に改め、同号イ(エ)中「4万9,000円」を「5万2,500円」に、「7万3,000円」を「7万8,000円」に改め、同号イ(オ)中「7万4,000円」を「7万9,500円」に、「11万500円」を「11万8,500円」に改め、同号イ(カ)中「12万5,000円」を「13万4,000円」に、「18万7,000円」を「20万500円」に改め、同号イ(キ)中「15万8,000円」を「16万9,500円」に、「23万6,000円」を「25万3,500円」に改め、同号イ(ク)中「17万9,000円」を「19万2,000円」に、「26万8,000円」を「28万7,500円」に改め、同号備考の欄を次のように改める。

法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定により長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第
---

1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、16の項第1号額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。

別表22の項第6号を同項第5号とし、同項第7号ア中「3万6,000円」を「3万6,500円」に改め、同号イ（ア）中「5万5,000円」を「5万7,000円」に、「8万1,000円」を「8万4,500円」に改め、同号イ（イ）中「8万6,000円」を「9万500円」に、「12万7,500円」を「13万5,000円」に改め、同号イ（ウ）中「16万7,000円」を「17万7,500円」に、「24万9,500円」を「26万5,500円」に改め、同号イ（エ）中「29万7,000円」を「31万7,000円」に、「44万4,000円」を「47万5,000円」に改め、同号イ（オ）中「50万8,500円」を「54万4,000円」に、「76万1,000円」を「81万6,000円」に改め、同号イ（カ）中「93万8,000円」を「100万6,000円」に、「140万5,500円」を「150万8,500円」に改め、同号イ（キ）中「133万9,000円」を「143万7,000円」に、「200万6,500円」を「215万5,000円」に改め、同号イ（ク）中「163万9,500円」を「176万円」に、「245万7,500円」を「264万円」に改め、同号備考の欄を次のように改める。

法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定により長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、16の項第1号額の欄に掲げる額の手数料を併せて納入しなければならない。

別表22の項第7号を同項第6号とし、同項第8号を削り、同項第9号ア中「1万円」を「1万500円」に改め、同号イ（ア）中「1万7,500円」を「1万8,

500円」に改め、同号イ（イ）中「2万8,000円」を「2万9,500円」に改め、同号イ（ウ）中「4万6,000円」を「4万9,000円」に改め、同号イ（エ）中「7万3,000円」を「7万8,000円」に改め、同号イ（オ）中「11万500円」を「11万8,500円」に改め、同号イ（カ）中「18万7,000円」を「20万500円」に改め、同号イ（キ）中「23万6,000円」を「25万3,500円」に改め、同号イ（ク）中「26万8,000円」を「28万7,500円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第10号ア中「3万6,000円」を「3万6,500円」に改め、同号イ（ア）中「8万1,000円」を「8万4,500円」に改め、同号イ（イ）中「12万7,500円」を「13万5,000円」に改め、同号イ（ウ）中「24万9,500円」を「26万5,500円」に改め、同号イ（エ）中「44万4,000円」を「47万5,000円」に改め、同号イ（オ）中「76万1,000円」を「81万6,000円」に改め、同号イ（カ）中「140万5,500円」を「150万8,500円」に改め、同号イ（キ）中「200万6,500円」を「215万5,000円」に改め、同号イ（ク）中「245万7,500円」を「264万円」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第 27 号

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

### 提案理由

各務東町地区地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

各務東町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された各務東町地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第2に次のように加える。

7 各務東町地区地区整備計画区域

区 域	制 限	
全域	用途の制限	(1) 法別表第2(わ)項に掲げる建築物 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 幼保連携型認定こども園 (4) 保育所、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 診療所 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎 (9) カラオケボックスその他これに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル

附 則

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく各務東町地区地区計画に係る都市計画の決定の告示の日から施行する。

議第28号

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

企業職員の手当の種類に初任給調整手当を加える等のため、この条例を定めようとする。

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

(各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第4条の次に次の見出し及び2条を加える。

（初任給調整手当）

第4条の2 第一種初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第4条の3 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第18条第1項中「第5条」を「第4条の2、第5条」に改め、同条第2項中「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第4条の2、第5条、第5条の2及び第14条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（特定任期付職員についての適用除外等）

第19条 第4条から第5条の2まで、第8条及び第9条第2項の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項に規定する特定任期付職員（次項において「特定任期付職員」という。）には適用しない。

2 特定任期付職員に対する第11条の2第2項の規定の適用については、同項中

「次項において「管理職員」とあるのは、「特定任期付職員を含む。次項において「管理職員」とする。

(各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第15条中「各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の次に「第4条の2、」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 29 号

各務原市指定金融機関の指定について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定により、令和 8 年 10 月 1 日から各務原市指定金融機関に次の金融機関を指定する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

株式会社大垣共立銀行

議第30号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

1 取得する物件

タブレット端末等

(内訳)

品名	数量
タブレット端末	12,179台
その他周辺機器	一式

2 取得の方法 随意契約

3 取得の価格 723,110,124円

4 取得の相手方 岐阜県岐阜市市橋5丁目4番18号

教育産業株式会社 岐阜営業所

所長 富岡宏伊



議第 3 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

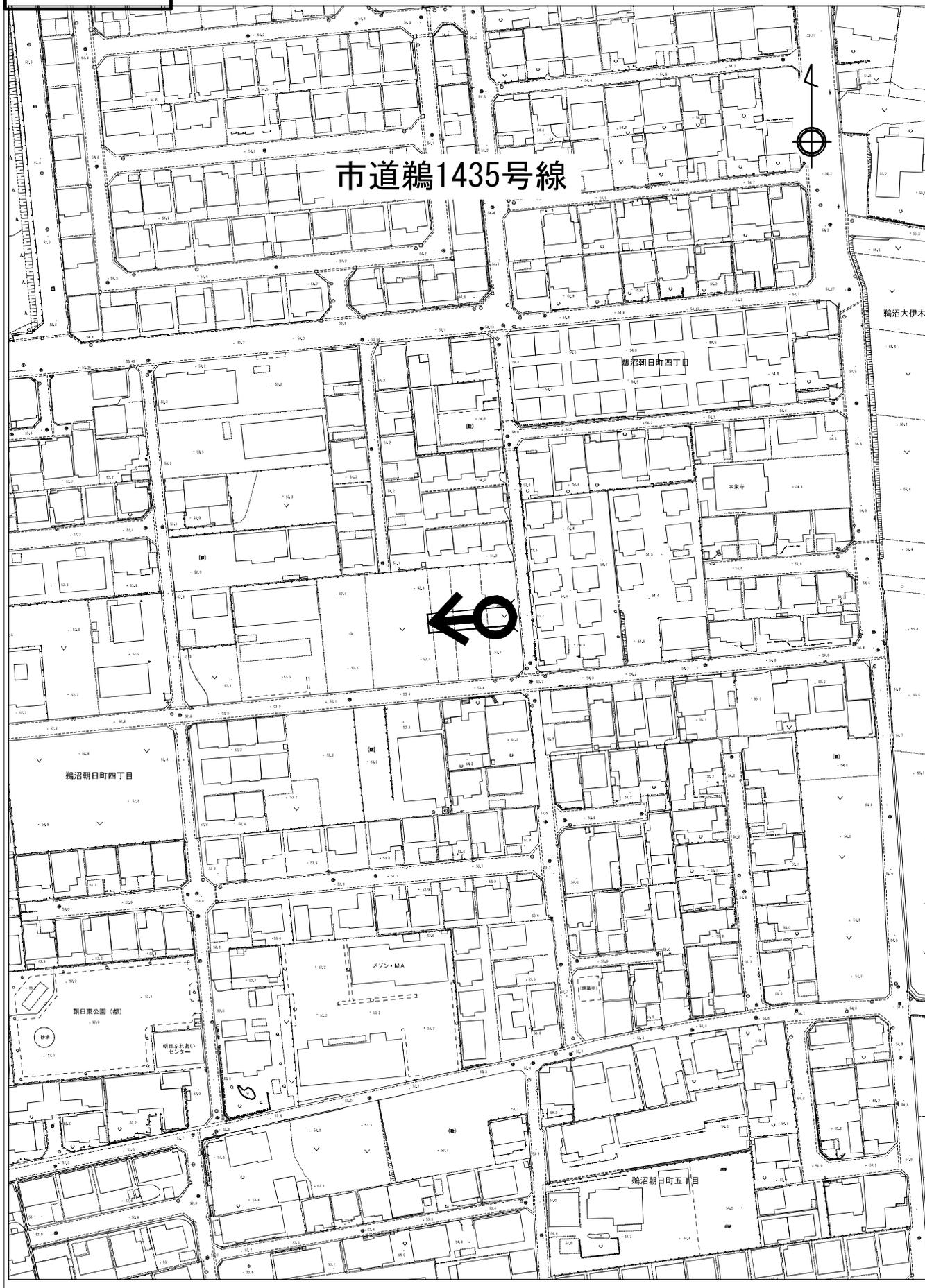
令和 8 年 2 月 2 5 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 3 5 号線	各務原市鵜沼朝日町 4 丁目 2 5 2 番 1 4	地先から
	各務原市鵜沼朝日町 4 丁目 2 5 2 番 1 2	地先まで



議第 3 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

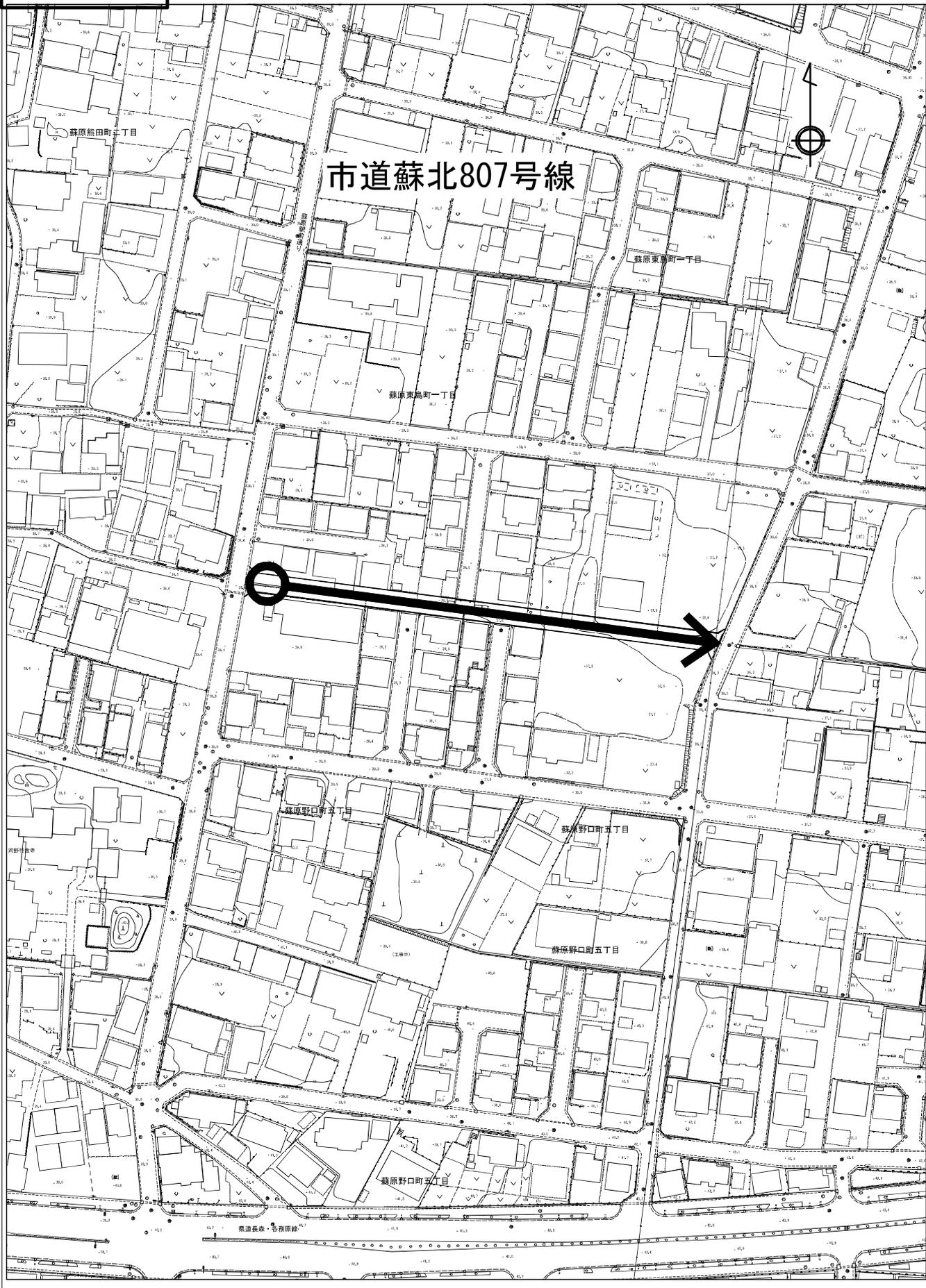
令和 8 年 2 月 2 5 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地区計画道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 蘇北 8 0 7 号線	各務原市蘇原東島町 1 丁目 8 8 番	地先から
	各務原市蘇原東島町 1 丁目 7 8 番 2	地先まで



## 議第34号

### 市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

#### 提案理由

開発行為に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

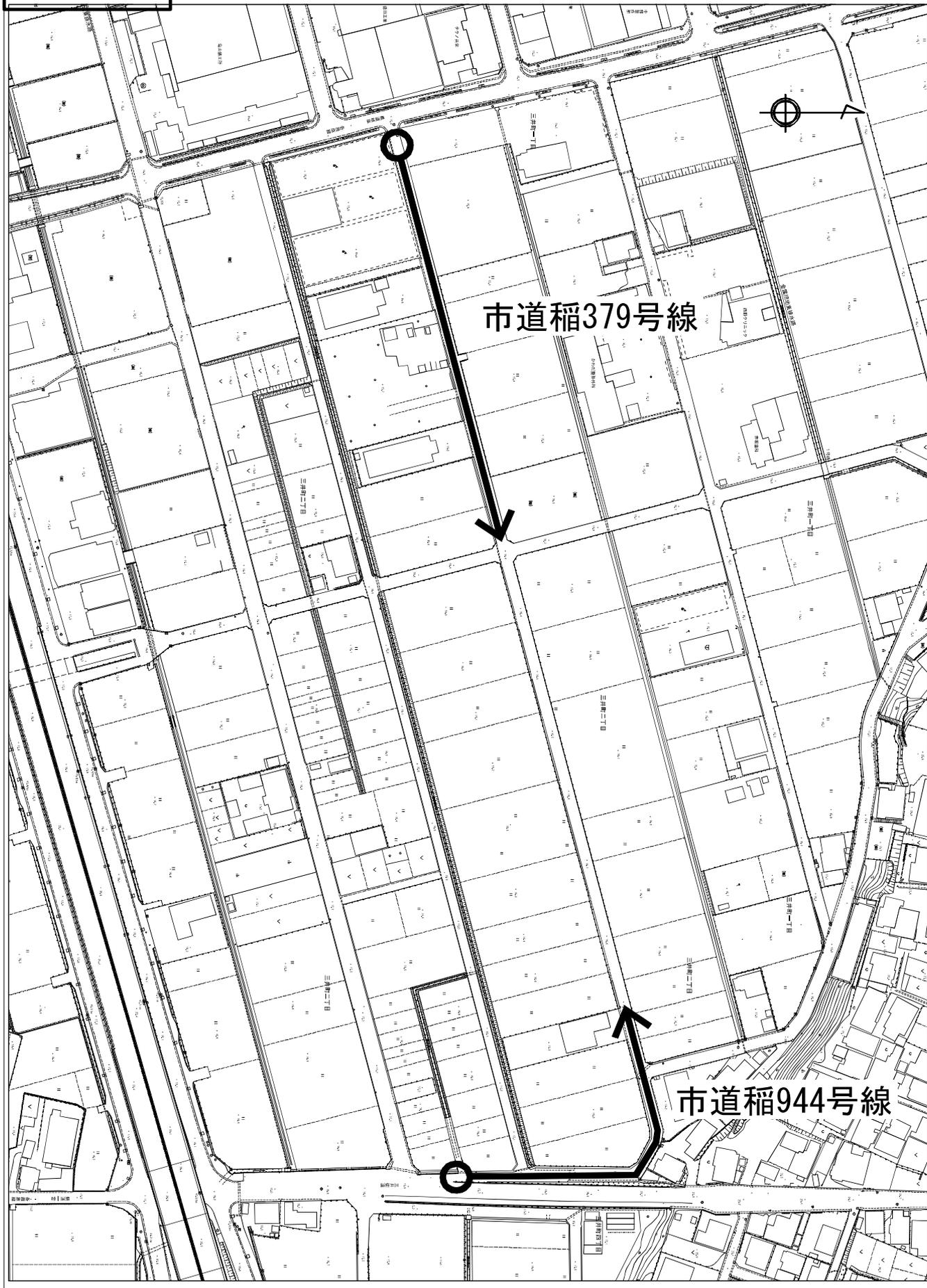
#### 1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 稲379号線	各務原市三井町2丁目1番1 地先から	
	各務原市三井町2丁目152番 地先まで	
市道 稲381号線	各務原市三井町2丁目131番 地先から	
	各務原市三井町2丁目130番 地先まで	

#### 2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 稲379号線	各務原市三井町2丁目1番1 地先から	
	各務原市三井町2丁目9番 地先まで	
市道 稲944号線	各務原市三井町2丁目152番 地先から	
	各務原市三井町2丁目95番 地先まで	





議第 35 号

各務原市副市長の選任について

各務原市副市長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市那加日吉町※※※※※※※※

氏 名 鷺 主 英 二

生年月日 昭和 37 年※※月※※日

提案理由

各務原市副市長磯谷均氏の辞任に伴い、その後任に鷺主英二氏を選任しようとする。



議第36号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 東京都世田谷区成城※※※※※※※※

氏 名 大友克之

生年月日 昭和41年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員大友克之氏の任期が3月26日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。



議第37号

各務原市監査委員の選任について

各務原市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市蘇原野口町※※※※※※※※

氏 名 榎谷清美

生年月日 昭和45年※※月※※日

提案理由

各務原市監査委員榎谷清美氏の任期が3月28日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。



議第38号

各務原市公平委員会委員の選任について

各務原市公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市蘇原青雲町※※※※※※※※

氏 名 沖原佳枝

生年月日 昭和45年※※月※※日

提案理由

各務原市公平委員会委員志賀一弘氏の任期が3月31日に満了するため、その後任に沖原佳枝氏を選任しようとする。



議第39号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市蘇原月丘町※※※※※※※※

氏 名 中 島 晴 美

生年月日 昭和32年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員横山正弘氏の任期が6月30日に満了するため、その後任の候補者に中島晴美氏を推薦しようとする。

